



第五十六号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月二十七日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の五の九中「十四万円」を「十六万円」に改める。

第十四条の十中「十二万円」を「十四万円」に改める。

第十九条第一項第二号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第三号中「三十五万円」を「四十五万円」に改め、「（当該世帯主を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の箕面市国民健康保険条例の規定は、平成二十六年分以後の年度の保険料について適用し、平成二十五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。